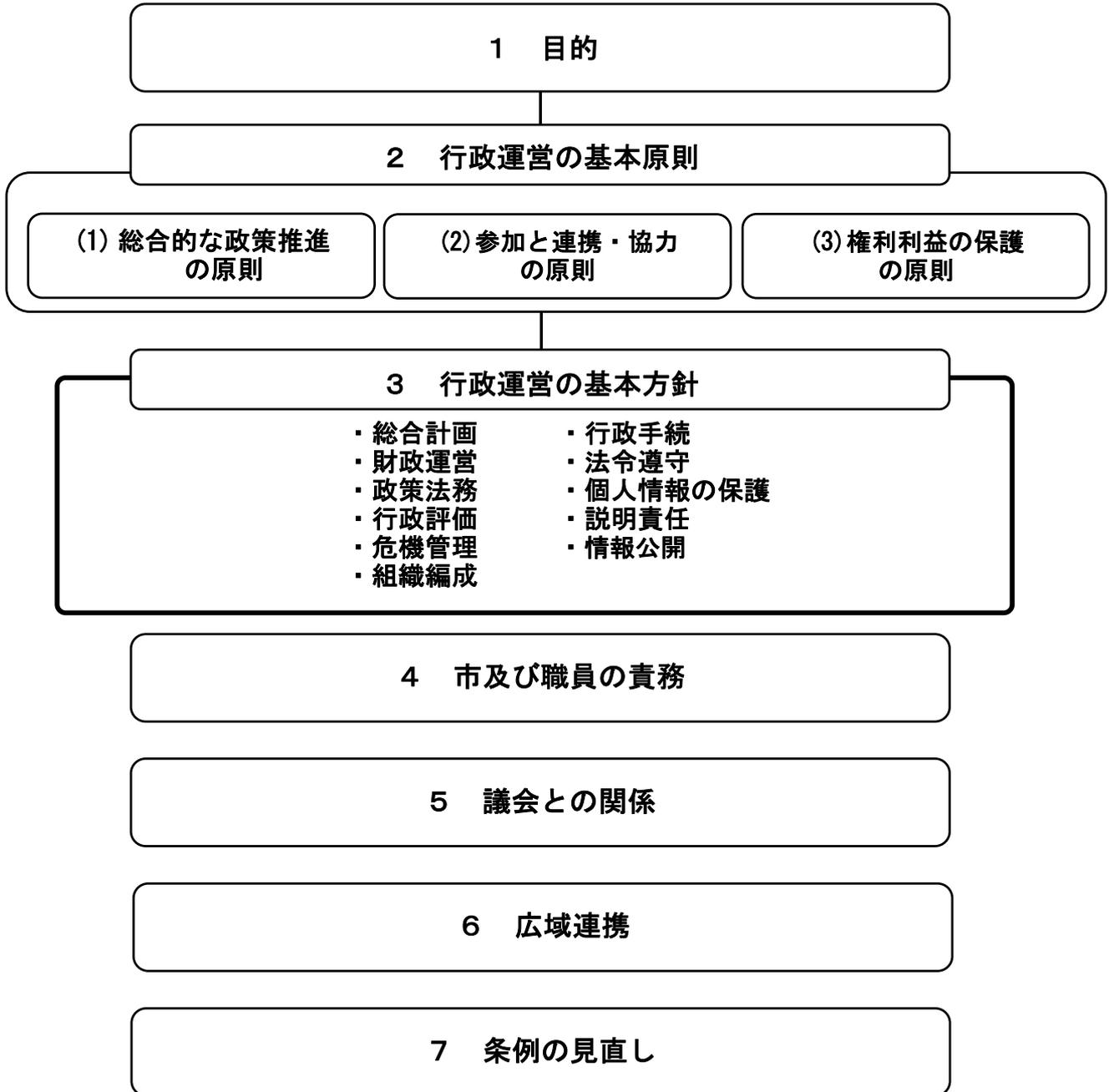


（仮称）浦安市行政基本条例骨子案

1 （仮称）浦安市行政基本条例骨子案の構成



2 (仮称) 浦安市行政基本条例骨子案の項目と内容

項目	内容
1 目的	<p>・目的</p> <p>この条例は、浦安市における行政運営の基本原則を明らかにするとともに、行政運営に関する基本的な事項を定めることにより、市民の信託に応え、浦安市まちづくり基本条例に基づく、総合的かつ計画的に健全な行政運営を確立することを目的とする。</p>
2 行政運営の基本原則	<p>・行政運営の基本原則</p> <p>(1) 総合的な政策推進の原則 市は、本市の目指すべきまちの姿を示す基本構想及びそれを実現するための基本計画（以下「総合計画」という。）に基づき、財政運営、政策法務、行政評価等を相互に連動させながら行政運営を行う。</p> <p>(2) 参加と連携・協力の原則 市は、市民の多様な参加の機会を確保するとともに、市民と適切な役割分担の下、連携・協力して、相互に補完し合いながら行政運営を行う。</p> <p>(3) 権利利益の保護の原則 市は、行政運営の公正の確保と透明性の向上を図ることにより、市民の権利利益を保護するよう、行政運営を行う。</p>
3 行政運営の基本方針	<p>・総合計画</p> <p>(1) 市長は、総合的かつ計画的な行政運営を行えるよう、広く市民の参加を求め議会の議決を経て、総合計画を策定する。</p> <p>(2) 市は、総合計画の進行管理を適切に行うとともに、その結果を市民に分かりやすく公表する。</p> <p>(3) 市は、各分野の計画の策定に当たっては、総合計画との整合性を図る。</p> <p>・財政運営</p> <p>(1) 市は、中長期的な視野に立ち、持続可能で健全な財政運営を行う。</p> <p>(2) 市長は、予算及び決算その他の財政状況を市民に分かりやすく公表する。</p> <p>【関係条例（未制定）】 （仮称）浦安市健全な財政運営に関する条例</p> <p>・政策法務</p> <p>市は、政策等の立案及び行政課題の解決に当たっては、法令を主体的に解釈し、運用するとともに、条例等の整備を積極的に行う。</p>

項目	内容
	<p>・行政評価</p> <p>(1) 市は、効率的かつ効果的な行政運営を行うため、行政評価を実施し、その結果を施策の見直し、予算編成、組織編成等に反映する。</p> <p>(2) 市は、行政評価の結果について、市民に分かりやすく公表する。</p> <p>【関係条例（未制定）】 （仮称）浦安市行政評価条例</p> <p>・危機管理</p> <p>市は、市民や関係機関と連携・協力して、自然災害、犯罪その他非常の事態に、的確に対応するための危機管理体制を整備する。</p> <p>【関係条例】 浦安市安全で安心なまちづくりの推進に関する条例 浦安市災害対策基本条例</p> <p>・組織編成</p> <p>市は、多様な行政需要に対応できるよう、効率的かつ機能的で市民に分かりやすい組織体制を整備するとともに、組織の横断的な連携を図る。</p> <p>【関係条例】 浦安市行政組織条例</p> <p>・行政手続</p> <p>市は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益の保護に資するため、処分、行政指導及び届出に関する手続を適正に行う。</p> <p>【関係条例】 浦安市行政手続条例</p> <p>・法令遵守</p> <p>市は、適正かつ公正な行政運営を行うため、法令等を遵守するとともに、法令等を遵守するための体制を整備する。</p> <p>・個人情報の保護</p> <p>市は、個人に関する情報の保護を図るため、個人に関する情報の収集、利用、提供、管理その他の取扱いを適正に行う。</p> <p>【関係条例】 浦安市個人情報保護条例</p>

項目	内容
	<p>・説明責任 市は、行政に関することについて、適切な方法により市民に分かりやすく説明するとともに、市民からの意見、要望等に対し迅速かつ適切に対応する。</p> <p>・情報公開 市は、行政運営の透明性を確保するとともに、市の諸活動を市民に説明する責務を全うするため、公文書の開示を適正に行うとともに、市の保有する情報を積極的に提供する。</p> <p>【関係条例】 浦安市情報公開条例</p>
4 市及び職員の責務	<p>・市の責務 (1) 市は、市民がまちづくりの主体として参加し、行政に関する情報について知ることができるようにしなければならない。 (2) 市は、公正かつ誠実に行政運営に当たるとともに、職員を適切に指揮監督し、その能力向上を図らなければならない。</p> <p>・職員の責務 (1) 職員は、市民全体の奉仕者であることを自覚し、法令等を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。 (2) 職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の能力の向上に努めなければならない。</p>
5 議会との関係	<p>・議会との関係 市長は、議事機関である議会と執行機関である市長との関係を踏まえ、行政運営を行う。</p>
6 広域連携	<p>・広域連携 (1) 市は、地域の実情に即した政策等を推進するため、国及び千葉県と適切な役割分担を行いながら、連携・協力し、相互に補完し合うとともに、国及び千葉県に対し積極的に意見、要望等を述べる。 (2) 市は、他の市町村と共通する課題または広域的な課題について、連携・協力して、その解決に取り組む。</p>
7 条例の見直し	<p>・条例の見直し 市長は、社会情勢等の変化に対応するため、必要に応じ、この条例を見直す。</p>